

## 2 研究の実際

### (2) 自立活動について

小・中学校及び義務教育学校（以下「小・中学校等」という。）の特別支援学級に在籍している児童生徒は、年々増加しています。特別支援学級は小・中学校等の学級の一つであるため、学校教育法に定める小・中学校等の目的及び目標を達成しなければなりません。しかし、障害のある児童生徒に対して、障害のない児童生徒の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではない場合があるため、小・中学校等の特別支援学級においては、自立活動を特別の教育課程として取り入れることが、小学校及び中学校学習指導要領（平成29年告示）に示されています。

自立活動は、個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが必要です。そのため、児童生徒一人一人の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それに基づいた指導を展開しなければなりません。個別の指導計画の作成及び計画に基づいた指導の展開等については一定の専門的な知識や技能が必要です。また、自立活動を指導する教師だけでなく、全ての教師の理解や教師間の連携も大切です。

#### ア 自立活動の意義と教育課程上の位置付け

##### (7) 自立活動の意義

小・中学校等の教育は、児童生徒の生活年齢に即して系統的・段階的に進められており、教育内容は、発達の段階に即して選定されたものが配列されています。そして、それらを順に教育することにより、人間として調和のとれた育成が期待されています。しかし、障害のある児童生徒の場合は、その障害によって日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることから、障害のない児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。

自立活動は、障害のある児童生徒の個々の実態把握によって導かれる「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」、いわゆる心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものです。自立活動の指導は、各教科において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。

##### (イ) 自立活動の教育課程上の位置付け

自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければなりません(図1)。なお、各教科等における自立活動の指導に当たっては、各教科等の目標の達成を著しく損なったり、目標から逸脱したりすることのないように留意しながら、自立活動の具体的な指導内容との関連を工夫するなど、計画的、組織的に指導が行われるようにする必要があります。このように、自立活動の指導は、学校教育活動全体を通じて適切に



図1 自立活動の指導の概念図

行われなければなりません。自立活動の指導は、障害のある児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めています。

また、自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて適切に設定される必要があります。このため、各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に授業時数の標準として示されていません。しかし、自立活動の時間に充てる授業時数は、各学年の総授業時数の枠内に含まれることとなっています。自立活動の時間に充てる授業時数を加えると、総授業時数が小・中学校等の総授業数を上回る場合は、児童生徒の実態及びその負担過重について考慮し、各教科等の授業時数を適切に定めることが大切です(表1)。

表1 自立活動の授業時数の例(小学校5年生)

区分		標準時数	特別支援学級の時数
各教科	国語	175	140
	社会	100	100
	算数	175	140
	理科	105	105
	音楽	50	50
	図画工作	50	50
	家庭	60	60
	体育	90	90
	外国語	70	70
特別の教科 道徳		35	35
総合的な学習の時間		70	70
特別活動		35	35
自立活動			70
総授業時数		1015	1015

## イ 自立活動の目標と内容, その取扱い

自立活動の目標は、小学部・中学部学習指導要領(第7章第1)に「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要とされる知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培う」<sup>(1)</sup>と示されています。

ここでの「自立」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることです。そして、「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは、障害によって生ずるつまずきや困難を軽減したり解消したりするために努力したり、障害を受容したりすることです。また、「調和的発達の基盤を培う」とは、児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりすることです(図2)。

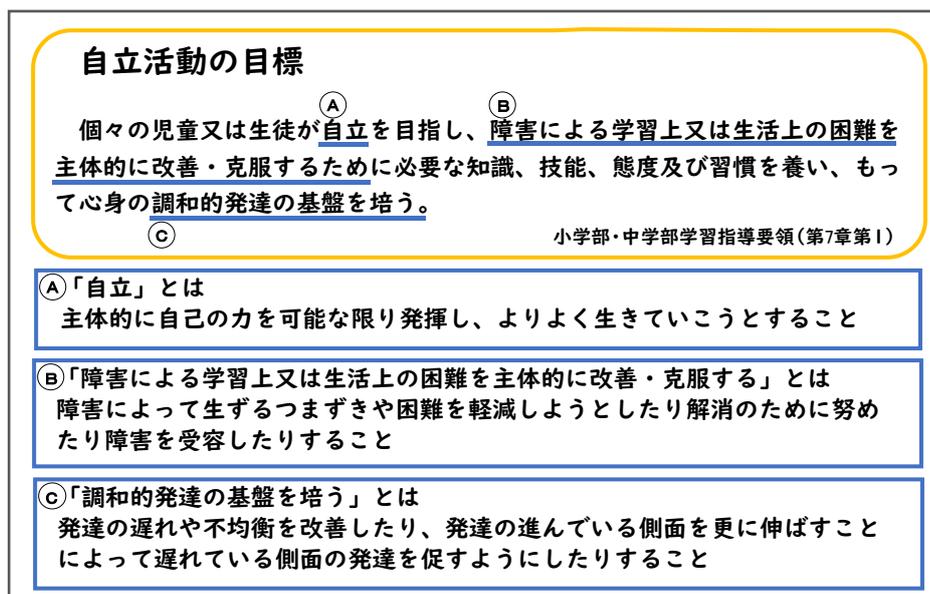


図2 自立活動の目標

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されています。それらの中の代表的な要素である項目は、六つの区分の下に分類・整理されています(図3)。

自立活動の指導内容は学習指導要領に示された全ての内容を取り扱うのではなく、個々の児童生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定します。そのため、児童生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要があります。

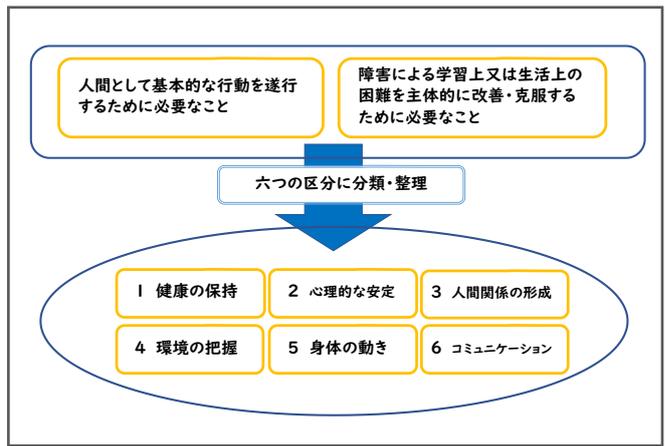


図3 自立活動の内容の考え方

それらを相互に関連付けて設定します。そのため、児童生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要があります。

## ウ 自立活動の評価

自立活動における児童生徒の学習の評価は、実際の指導が個々の児童生徒の指導目標に照らしてどのように行われ、児童生徒がその指導目標の実現に向けて、どのように変容しているかを明らかにするものです。また、児童生徒がどのような点でつまずき、それを改善するためにどのような指導をしていけばよいかを明確にしようとするものでもあります。

自立活動の指導は、教師が児童生徒の実態を的確に把握した上で個別の指導計画を作成して行われますが、計画は当初の仮説に基づいて立てた見通しであり、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものです。したがって、児童生徒の学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図らなければなりません。

評価を行う上での配慮事項を以下に示します(表2)。

表2 評価を行う上での配慮事項

○ 指導目標を設定する段階において、児童生徒の実態に即してその到達状況を具体的に捉えておくこと
○ 教師自身が自分の指導の在り方を見つめ、児童生徒に対する適切な指導内容・方法の改善に結び付けること
○ 教師間で協力しながら、児童生徒の学習状況や結果に関する情報を収集すること
○ 多面的な判断ができるように、必要に応じて外部の専門家や保護者等と連携を図っていくこと
○ 保護者に、学習状況や結果の評価について説明し、児童生徒の成長の様子を確認してもらうとともに、学習で身に付けたことを家庭生活でも発揮できるよう協力を求めること
○ 児童生徒の実態に応じて、学習前、学習中あるいは学習後に、自己評価を取り入れること

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編 pp.118-119を基に作成

### 引用文献

- (1) 文部科学省 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)』平成30年3月 p.22